

令和6年8月8日（木）

【照会先】

保険局国民健康保険課

課長補佐 中村 祐貴（内線 3210）

指導調整官 小泉 博明（内線 3139）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2565

報道関係者 各位

令和4年度国民健康保険（市町村国保）の財政状況について

この度、厚生労働省では、国民健康保険（市町村国保）の財政状況（令和4年度分）を取りまとめたので公表します。

○ 主なポイント

1. 収支状況

① 単年度収入額 : 23兆5,187億円（前年度比2.0%（4,801億円）減）

② 単年度支出額 : 23兆6,379億円（前年度比1.7%（4,082億円）減）

③ 決算補填等目的の一般会計繰入金（748億円）を除いた場合の精算後単年度

収支差引額 : 1,067億円の赤字（前年度から1,000億円の赤字増）

※前年度からの繰越金等を反映した収支差引合計額は4,536億円の黒字（前年度から1,816億円減）

2. 被保険者数 : 2,413万人（前年度から124万人減）

3. 国民健康保険料（税）収納率 : 94.14%（前年度から0.10ポイント減）

令和4年度 国民健康保険(市町村国保)の財政状況について

1. 市町村国保の財政状況 (表1)

(1) 収入

保険料(税)収入(2兆4,513億円)は対前年度比で2.0%(502億円)減、国庫支出金(3兆3,650億円)は対前年度比で2.4%(823億円)減、前期高齢者交付金(3兆5,397億円)は対前年度比で6.6%(2,521億円)減となっている。

一般会計繰入金については、法定分(4,580億円)は対前年度比0.6%(29億円)減、法定外分(1,439億円)は対前年度比12.3%(158億円)増となっている。

(2) 支出

保険給付費(8兆6,244億円)は対前年度比で1.5%(1,338億円)減、後期高齢者支援金(1兆5,082億円)は対前年度比で2.9%(450億円)減、介護納付金(5,863億円)は対前年度比0.5%(28億円)増となっている。

(3) 収支状況

医療給付分及び介護分(介護納付金に関するもの)を合わせた収支状況については、市町村と都道府県の各特別会計の合計額として、収入総額は24兆2,859億円、支出総額は23兆8,323億円であり、収支差引合計額は4,536億円の黒字となっている。

単年度収入(23兆5,187億円)から単年度支出(23兆6,379億円)を控除した単年度収支差引額は1,192億円の赤字であり、さらに、これに国庫支出金精算額等(873億円)を考慮した精算後単年度収支差引額は319億円の赤字となっている。

(4) 決算補填等目的の一般会計繰入金を除いた精算後単年度収支差引額 等

一般会計繰入金(法定外)のうち決算補填等を目的とする748億円を精算後単年度収支差引額▲319億円から除いた場合の精算後単年度収支差引額は、1,067億円の赤字となっている。なお、基金積立金等は1兆3,996億円であり、対前年度比2.0%(284億円)減となっている。

表 1 国民健康保険の財政状況（市町村国保）

科 目	令和3年度			令和4年度			全体の 対前年度 増減額	全体の 対前年度 伸び率		
	全体	(再掲)		全体	(再掲)					
		医療給付分	介護分		医療給付分	介護分				
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	%		
入	単年度収入	保 険 料 (税)	25,015	22,991	2,024	24,513	22,478	2,034	▲502	▲2.0
		国 庫 支 出 金	34,472	31,995	2,478	33,650	31,204	2,446	▲823	▲2.4
		療 養 給 付 費 等 交 付 金	0	0	-	1	1	-	1	1,943.0
		前 期 高 齢 者 交 付 金	37,918	37,918	-	35,397	35,397	-	▲2,521	▲6.6
		都 道 府 県 の 支 出 金	10,967	10,295	672	11,120	10,408	711	152	1.4
		市町村の一般会計繰入金(法定分)	4,610	4,482	128	4,580	4,446	135	▲29	▲0.6
		支 出 金 一 般 会 計 繰 入 金 (法 定 外)	1,281	-	-	1,439	-	-	158	12.3
		共 同 事 業 交 付 金	170	170	-	181	181	-	11	6.4
		直 診 勘 定 繰 入 金	1	1	-	1	1	-	▲0	▲42.1
		そ の 他	125,555	122,599	2,956	124,308	121,388	2,919	▲1,247	▲1.0
		小 計	239,988	-	-	235,187	-	-	▲4,801	▲2.0
		基 金 繰 入 財 政 安 定 化 基 金 繰 入 金	484	-	-	733	-	-	250	51.6
		(取 崩) 金 所 の 他	605	-	-	667	-	-	62	10.3
		(前 年 度 からの) 繰 越 金	7,664	-	-	6,264	-	-	▲1,400	▲18.3
		市 町 村 債	6	-	-	1	-	-	▲5	▲90.8
財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金 返 還 金	3	-	-	7	-	-	4	142.8		
取 入 合 計 (取 入 総 額)	248,750	-	-	242,859	-	-	▲5,890	▲2.4		
出	単年度支出	総 務 費	1,955	-	-	1,961	-	-	6	0.3
		保 険 給 付 費	87,582	87,582	-	86,244	86,244	-	▲1,338	▲1.5
		後 期 高 齢 者 支 援 金	15,532	15,532	-	15,082	15,082	-	▲450	▲2.9
		前 期 高 齢 者 納 付 金	30	30	-	40	40	-	11	35.8
		介 護 納 付 金	5,835	-	5,835	5,863	-	5,863	28	0.5
		保 健 事 業 費	1,150	1,150	-	1,159	1,159	-	9	0.8
		共 同 事 業 拠 出 金	170	170	-	181	181	-	11	6.4
		直 診 勘 定 繰 出 金	83	83	-	79	79	-	▲4	▲4.8
		そ の 他	128,124	125,164	2,961	125,770	122,848	2,922	▲2,354	▲1.8
		小 計	240,461	-	-	236,379	-	-	▲4,082	▲1.7
		基 金 積 立 金 財 政 安 定 化 基 金 積 立 金	864	-	-	999	-	-	135	15.6
		他 の 他	947	-	-	857	-	-	▲90	▲9.5
		前 年 度 繰 上 充 用 (欠 損 補 填) 金	110	-	-	75	-	-	▲35	▲31.8
		公 債 費	13	-	-	14	-	-	1	10.1
		財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	4	-	-	0	-	-	▲3	▲89.4
支 出 合 計 (支 出 総 額)	242,398	-	-	238,323	-	-	▲4,074	▲1.7		
収支差引額	取 支 差 引 合 計 額	6,352			4,536			▲1,816	▲28.6	
	(取 入 総 額 - 支 出 総 額)									
	単 年 度 収 支 差 引 額 A	▲473			▲1,192			▲719	152.1	
	国 庫 支 出 金 精 算 額 等 B	1,080			873			▲207	▲19.2	
	精 算 後 単 年 度 収 支 差 引 額 A+B	607			▲319			▲926	▲152.6	
	決 算 等 補 て ん の た め の 一 般 会 計 繰 入 金 C	674			748			74	11.0	
繰 上 充 用 金 (当 年 度) の 前 年 度 と の 差 額	▲35			▲9			26	-		
決 算 等 補 て ん の た め の 一 般 会 計 繰 入 金 を 除 いた 場 合 の 精 算 後 単 年 度 収 支 差 引 額 A+B-C	▲67			▲1,067			▲1,000	1,495.5		
基 金 積 立 金 等	14,280			13,996			▲284	▲2.0		

- (注1) 端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。
- (注2) 数値は、市町村の国保特別会計と都道府県の国保特別会計の合計額であり、市町村及び都道府県から報告のあった決算額を基に作成している。
- (注3) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなっており、令和3年度の精算は令和5年度に、令和4年度の精算は令和6年度にそれぞれ行われる。
- (注4) 「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度収支差に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、療養給付費負担金及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。
- (注5) 「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫拠出金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。
ただし、純資産は以下のように計算している。
*純資産 = (基金等保有額+次年度への繰越金+貸付金等+その他の資産) - (繰上充用金(当年度赤字額)+当年度末市町村債残高+その他の負債)
- (注6) 医療給付分と介護分を分けられない科目を仮にすべて医療給付分とした場合、精算後単年度収支差引額は令和4年度で209億円となる。
- (注7) 一般会計繰入金(法定分)のうち、保険基金安定(保険者支援分)及び保険基金安定(保険料軽減分)については、国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。
- (注8) 一般会計繰入金(法定外)については、①決算補填等目的分(748億円)と②それ以外分(691億円)に分類される。
①は決算補填目的のもの(保険料収納不足等17億円)、保険者の政策によるもの(保険料(税)の負担緩和等708億円)、過年度の赤字によるもの(23億円)に細分される。
②は保健事業や事務費等への充当目的(691億円)となっている。
- (注9) 都道府県特別会計の単年度収支差から国庫支出金精算額を控除した、精算後単年度収支差引額は令和4年度で-194億円である。
- (注10) 「その他」には、市町村と都道府県の特別会計間での出納にかかる額及び国庫支出金等の前年度精算額が含まれる。
- (注11) 「市町村債」及び「公債費」は市町村に、「財政安定化基金貸付金返還金」及び「財政安定化基金貸付金」は都道府県にかかる科目である。

令和4年度 一般会計繰入金（法定外）の内訳

[決算補填等目的]

(億円)

項目	決算補填目的のもの			保険者の政策によるもの			過年度の赤字によるもの			決算補填等目的分計	
	保険料の 収納不足 のため	高額療養 費貸付金		保険料 (税)の負 担緩和を 図るため	地方単 独の保 険料 (税)の 軽減額	任意給 付費に 充てる ため		累積赤字 補填のた め	公債費、 借入金利 息		
金額	17	0	17	699	8	0	708	11	13	23	748
割合	1.2%	0.0%	1.2%	48.6%	0.5%	0.0%	49.2%	0.7%	0.9%	1.6%	52.0%
(参考) 令和3年度金額	6	0	6	629	9	0	638	17	12	29	674
割合	0.5%	0.0%	0.5%	49.1%	0.7%	0.0%	49.8%	1.3%	1.0%	2.3%	52.6%
対前年度 増減額	11	▲ 0	11	70	▲ 1	▲ 0	69	▲ 6	0	▲ 6	74

[決算補填等以外の目的]

項目	保険料 (税)の減 免額に充 てるため	地方単 独の医 療給付 費波及 増等	保健事業 費に充 てるた め	直営診療 施設に 充てる ため	納税報 奨金(納 付組 織交付 金)等	基金積立	返済金	その他	決算補 填等 以外 の目 的 分 計	一般会 計繰 入金 (法定 外)計
金額	80	220	179	6	0	91	0	115	691	1,439
割合	5.6%	15.3%	12.4%	0.4%	0.0%	6.3%	0.0%	8.0%	48.0%	100.0%

(出所) 国民健康保険課調べ

(注) 「保険料(税)の負担緩和を図るため」には、保険料(税)の基礎賦課額の負担緩和分以外に、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金の負担緩和分も含む。

(5) 単年度収支の状況(表2)

令和4年度の単年度収支差引額について市町村と都道府県の内訳を見ると、市町村は125億円の赤字、都道府県は1,067億円の赤字となっている。

表2 単年度収支差黒字・赤字保険者の状況

年度	単年度 収支 差引額 (億円)	保険者 総数	黒字保険者			赤字保険者			赤字保険者の内訳			
			保険者数	割合(%)	黒字額 (億円)	保険者数	割合(%)	赤字額 (億円)	新規赤字 保険者数	継続赤字 保険者数		
										赤字額 (億円)	赤字額 (億円)	赤字額 (億円)
H30	1,284											
市町村	▲ 858	1,716	759	44.2	495	957	55.8	▲ 1,353	-	-	-	-
都道府県	2,142	47	46	97.9	2,145	1	2.1	▲ 3	-	-	-	-
R 1	▲ 304											
市町村	▲ 216	1,716	871	50.8	582	845	49.2	▲ 798	258	▲ 144	587	▲ 655
都道府県	▲ 88	47	30	63.8	349	17	36.2	▲ 437	17	▲ 437	0	0
R 2	4,289											
市町村	838	1,716	1,095	63.8	1,129	621	36.2	▲ 291	234	▲ 71	387	▲ 220
都道府県	3,451	47	47	100.0	3,451	0	0.0	0	0	0	0	0
R 3	▲ 473											
市町村	610	1,716	1,078	62.8	959	638	37.2	▲ 349	304	▲ 155	334	▲ 194
都道府県	▲ 1,083	47	17	36.2	181	30	63.8	▲ 1,264	30	▲ 1,264	0	0
R 4	▲ 1,192											
市町村	▲ 125	1,716	778	45.3	544	938	54.7	▲ 669	466	▲ 313	472	▲ 356
都道府県	▲ 1,067	47	14	29.8	134	33	70.2	▲ 1,201	8	▲ 128	25	▲ 1073

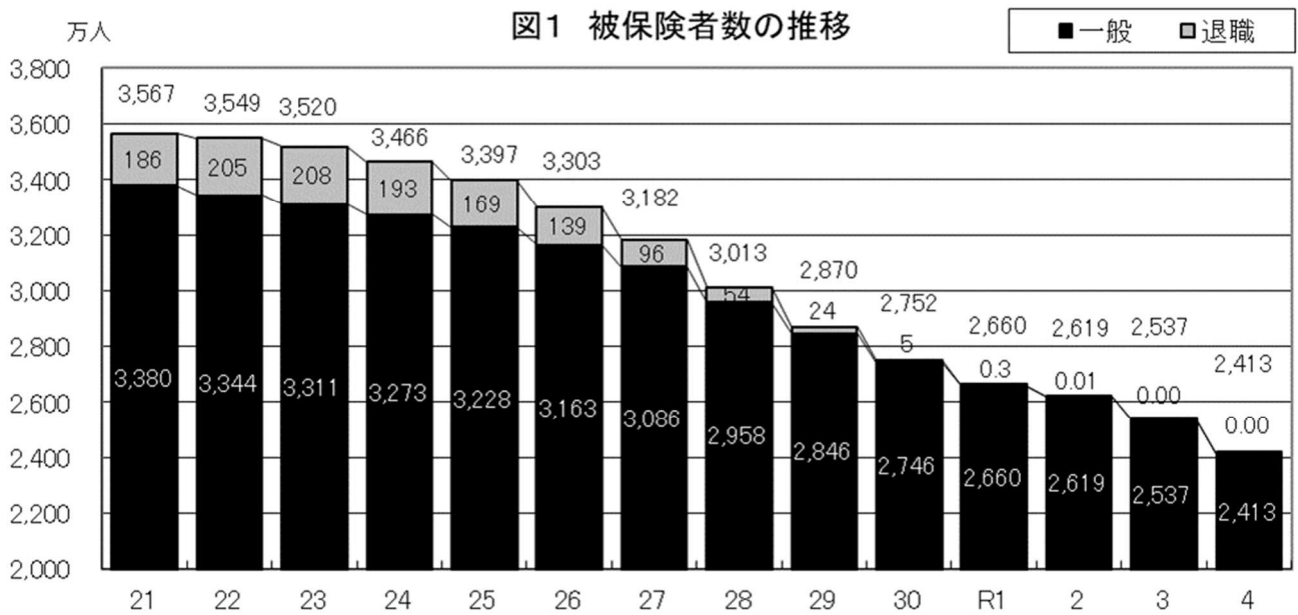
注1) 単年度収支差引額は、医療給付分と介護分を合わせたもの。

注2) 平成29年度は市町村の国保特別会計の状況を示し、平成30年度以降は市町村と都道府県それぞれの国保特別会計の状況を示している。

注3) 割合は、保険者総数に対する割合である。

2. 被保険者数 (図1)

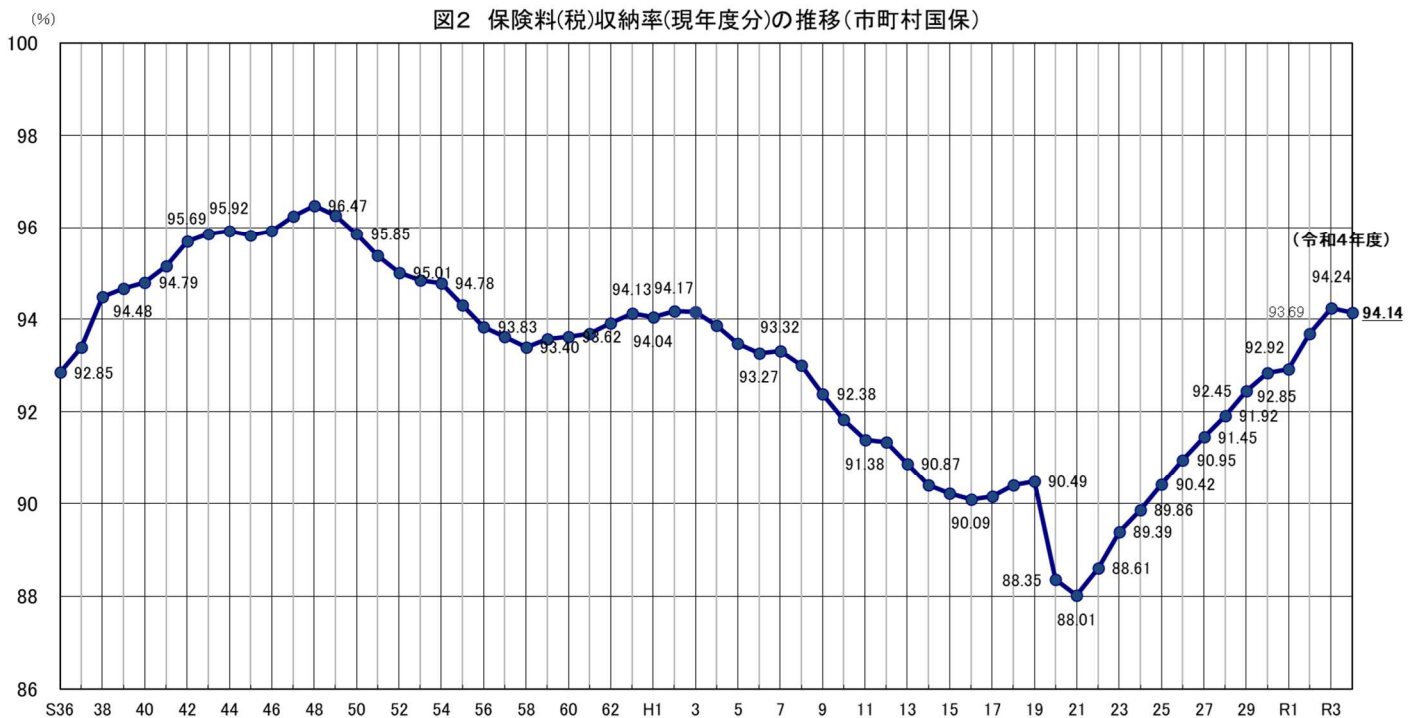
令和4年度の市町村国保の被保険者数は、前年度より124万人減少して2,413万人となっている。



注) 被保険者数は年度末現在である。また、端数の関係上、積み上げ数字がずれることがある。

3. 保険料 (税) の収納状況

(1) 保険料 (税) の収納率 (図2)



(2) 保険者規模別保険料（税）収納率（表3）（図3）

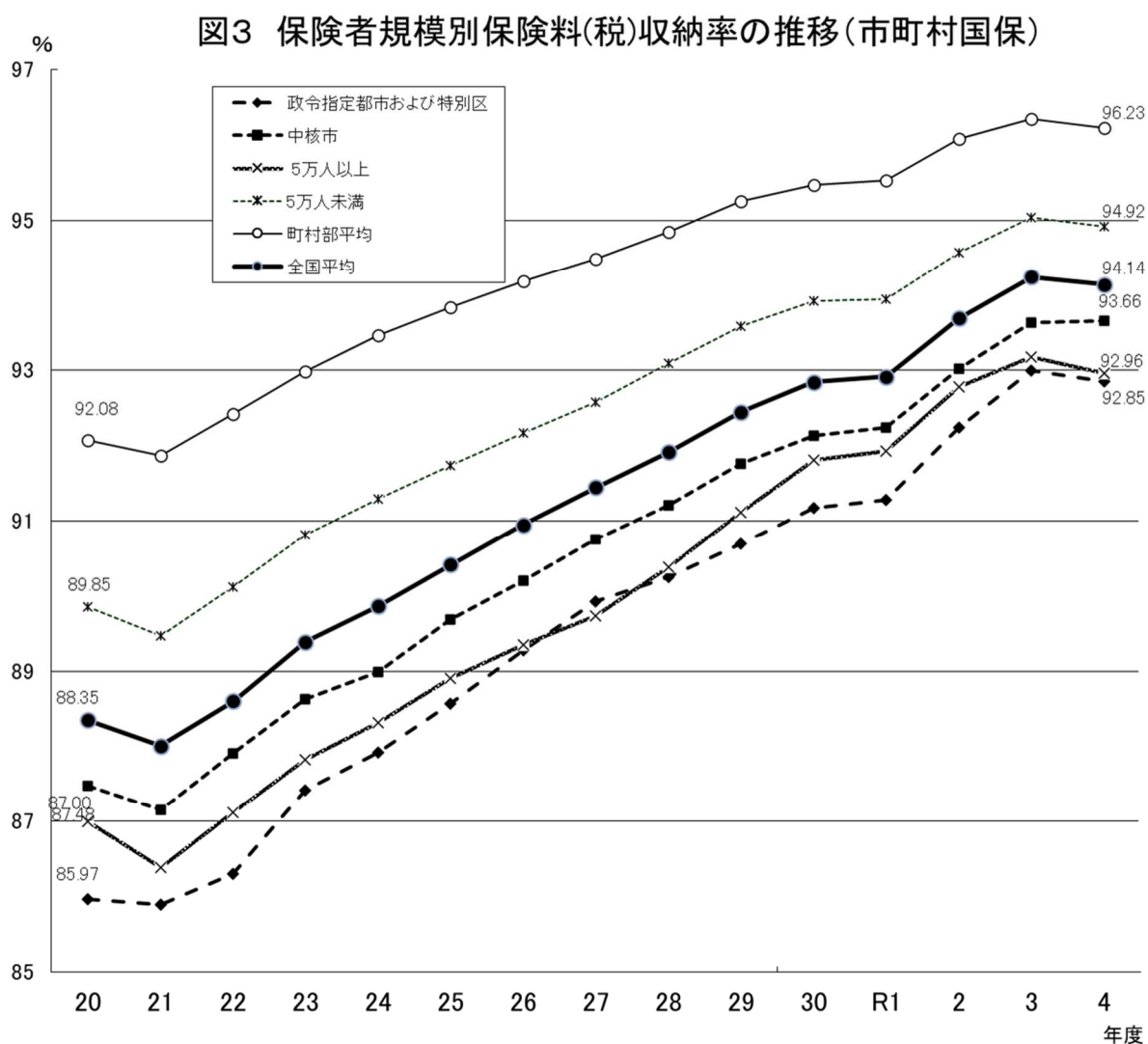
収納率を保険者規模別にみると、多くの規模別で前年度より減少している。市部平均は 0.10 ポイント、町村部平均は 0.12 ポイント減少している。

表3 保険者規模別保険料(税)収納率(市町村)

年度	全国平均		市部平均								町村部平均			
	増減差		増減差		政令都市 及び特別区		中核市		5万人以上		5万人未満		増減差	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
30	92.85	0.40	92.57	0.42	91.17	0.48	92.13	0.37	91.81	0.70	93.92	0.33	95.47	0.21
R 1	92.92	0.07	92.65	0.07	91.29	0.11	92.24	0.10	91.93	0.11	93.95	0.03	95.53	0.07
2	93.69	0.77	93.44	0.80	92.25	0.96	93.02	0.79	92.78	0.85	94.57	0.62	96.09	0.55
3	94.24	0.55	94.03	0.58	93.00	0.75	93.64	0.62	93.18	0.40	95.04	0.47	96.34	0.26
4	94.14	▲ 0.10	93.93	▲ 0.10	92.85	▲ 0.14	93.66	0.02	92.96	▲ 0.22	94.92	▲ 0.12	96.23	▲ 0.12

注1) 市部内訳における保険者規模は、年度平均の被保険者数による。

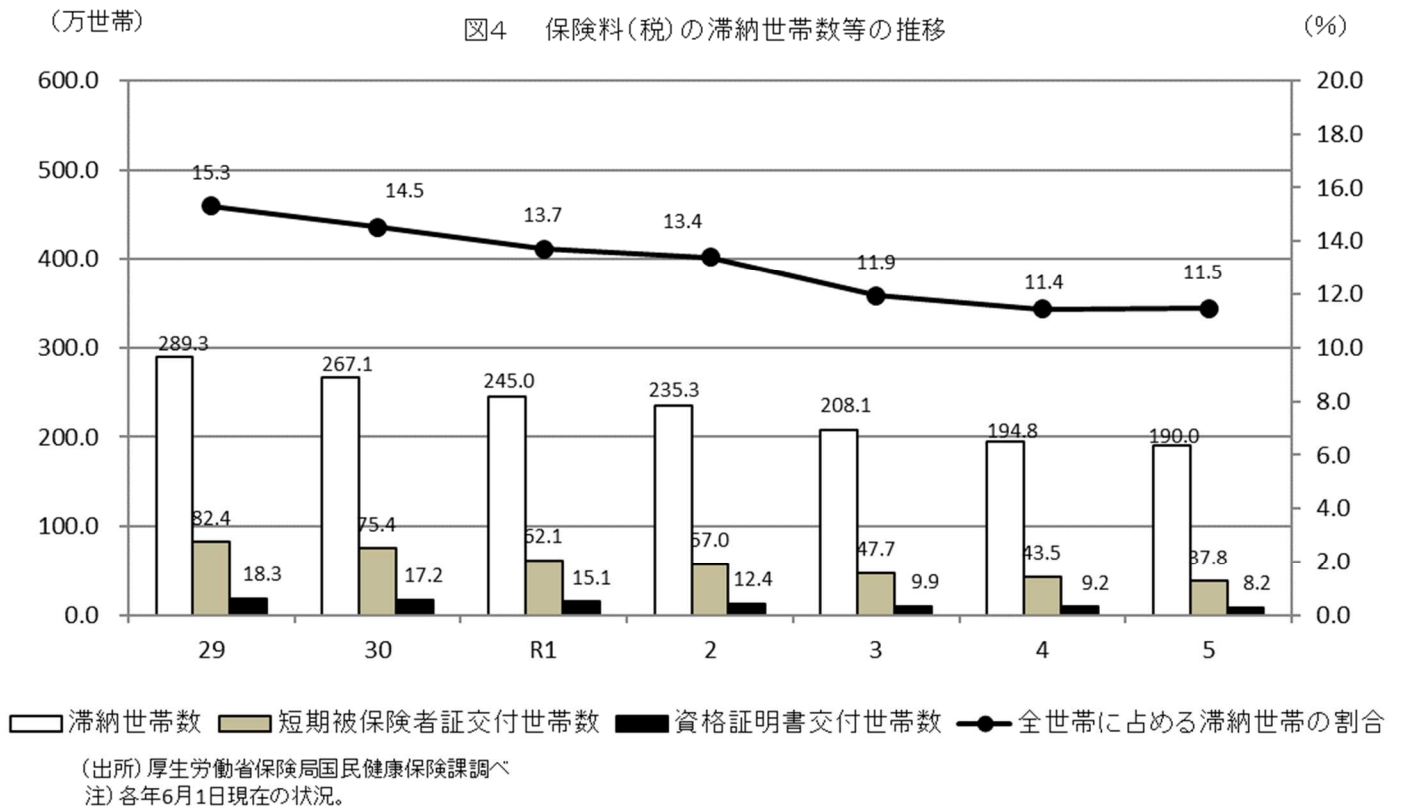
注2) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。(小数点第2位未満四捨五入)



(3) 保険料（税）の滞納世帯数等（図4）

令和5年6月1日現在において保険料（税）に一部でも滞納がある世帯数は、前年より4.8万世帯減少して190.0万世帯となった。市町村国保の全世帯に占める滞納世帯の割合については、前年に比べて0.1ポイント増加し11.5%となった。

なお、短期被保険者証交付世帯は37.8万世帯、資格証明書交付世帯は8.2万世帯といずれも減少した。



(1) 世帯数・被保険者数の推移(市町村)

	世帯数		被保険者数	
	世帯数	伸び率	人数	伸び率
年度	万世帯	%	万人	%
H29	1,816	▲ 3.1	2,870	▲ 4.7
30	1,768	▲ 2.6	2,752	▲ 4.1
R 1	1,733	▲ 2.0	2,660	▲ 3.3
2	1,724	▲ 0.5	2,619	▲ 1.5
3	1,690	▲ 2.0	2,537	▲ 3.1
4	1,636	▲ 3.2	2,413	▲ 4.9

(出所) 国民健康保険事業年報

(注1) 世帯数、被保険者数は各年度末現在である。

(注2) 被保険者数には退職被保険者等を含んでいる。

(2) 1世帯・1人当たり保険料(税) 調定額及び保険料(税) 収納状況の推移(市町村)

年度	保険料(税) 調定額(現年度分)				保険料(税) 収納状況(現年度分)							
	1世帯当たり		1人当たり		調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納 欠損額	未収額	居所不明 者分調定 額(再掲)	収納率	増減差
	金額	伸び率	金額	伸び率								
	円	%	円	%	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
30	149,620	▲ 1.4	95,391	0.2	27,009	25,068	36	4	1,936	9	92.85	0.40
R 1	149,623	0.0	96,829	1.5	26,334	24,462	35	5	1,867	8	92.92	0.07
2	147,593	▲ 1.4	96,625	▲ 0.2	25,642	24,019	44	5	1,618	6	93.69	0.77
3	146,902	▲ 0.5	97,180	0.6	25,260	23,801	39	4	1,455	5	94.24	0.55
4	147,905	0.7	99,378	2.3	24,873	23,410	47	6	1,457	5	94.14	▲ 0.10

(出所) 国民健康保険事業年報

(注1) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している(小数点第2位未満四捨五入)。

(注2) 調定額は、介護納付金及び後期高齢者支援金を含んでいる。

(3) 所得の推移(市町村)

年度	課税標準額			
	1世帯当たり		1人当たり	
	金額	伸び率	金額	伸び率
	万円	%	万円	%
30	110.2	0.7	70.7	2.5
R 1	107.3	▲ 2.6	69.5	▲ 1.7
2	109.6	2.1	71.8	3.3
3	106.1	▲ 3.2	70.2	▲ 2.2
4	109.2	3.0	73.5	4.7

(注1) 「国民健康保険実態調査」(世帯票)によるものであり、所得不詳を除いて集計している。

(注2) 課税標準額は、所得総額から基礎控除及び譲渡所得に係る特別控除を除いた金額であり、前年度分のものである。

(4) 1人当たり保険給付費の推移(市町村)

年度	金額	伸び率
	円	%
30	309,854	2.0
R 1	320,316	3.4
2	315,564	▲ 1.5
3	336,014	6.5
4	343,642	2.3

(出所) 国民健康保険事業年報

(注) 1人当たり保険給付費は療養給付費、療養費、高額療養費及びその他の保険給付費の合計から算出している。

保険料(税)収納率(現年度分)の推移(市町村国保)

	収納率	対前年度 増▲減率		収納率	対前年度 増▲減率
	%	%		%	%
昭和36年度(1961)	92.85	—	平成4年度(1992)	93.87	▲0.29
昭和37年度(1962)	93.40	0.55	平成5年度(1993)	93.48	▲0.39
昭和38年度(1963)	94.48	1.08	平成6年度(1994)	93.27	▲0.21
昭和39年度(1964)	94.67	0.19	平成7年度(1995)	93.32	0.05
昭和40年度(1965)	94.79	0.12	平成8年度(1996)	93.00	▲0.32
昭和41年度(1966)	95.16	0.37	平成9年度(1997)	92.38	▲0.62
昭和42年度(1967)	95.69	0.53	平成10年度(1998)	91.82	▲0.56
昭和43年度(1968)	95.86	0.17	平成11年度(1999)	91.38	▲0.44
昭和44年度(1969)	95.92	0.06	平成12年度(2000)	91.35	▲0.04
昭和45年度(1970)	95.82	▲0.10	平成13年度(2001)	90.87	▲0.47
昭和46年度(1971)	95.92	0.10	平成14年度(2002)	90.39	▲0.48
昭和47年度(1972)	96.25	0.33	平成15年度(2003)	90.21	▲0.18
昭和48年度(1973)	96.47	0.22	平成16年度(2004)	90.09	▲0.12
昭和49年度(1974)	96.26	▲0.21	平成17年度(2005)	90.15	0.06
昭和50年度(1975)	95.85	▲0.41	平成18年度(2006)	90.39	0.24
昭和51年度(1976)	95.38	▲0.47	平成19年度(2007)	90.49	0.09
昭和52年度(1977)	95.01	▲0.37	平成20年度(2008)	88.35	▲2.13
昭和53年度(1978)	94.85	▲0.16	平成21年度(2009)	88.01	▲0.34
昭和54年度(1979)	94.78	▲0.07	平成22年度(2010)	88.61	0.59
昭和55年度(1980)	94.31	▲0.47	平成23年度(2011)	89.39	0.78
昭和56年度(1981)	93.83	▲0.48	平成24年度(2012)	89.86	0.47
昭和57年度(1982)	93.62	▲0.21	平成25年度(2013)	90.42	0.55
昭和58年度(1983)	93.40	▲0.22	平成26年度(2014)	90.95	0.53
昭和59年度(1984)	93.57	0.17	平成27年度(2015)	91.45	0.50
昭和60年度(1985)	93.62	0.05	平成28年度(2016)	91.92	0.47
昭和61年度(1986)	93.69	0.07	平成29年度(2017)	92.45	0.53
昭和62年度(1987)	93.91	0.22	平成30年度(2018)	92.85	0.40
昭和63年度(1988)	94.13	0.22	令和元年度(2019)	92.92	0.07
平成元年度(1989)	94.04	▲0.09	令和2年度(2020)	93.69	0.77
平成2年度(1990)	94.17	0.13	令和3年度(2021)	94.24	0.55
平成3年度(1991)	94.16	▲0.01	令和4年度(2022)	94.14	▲0.10

(出所) 国民健康保険事業年報

(注1) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。(小数点第2位未満四捨五入)

(注2) 平成12年度以降の調定額等は介護納付金、平成20年度以降は後期高齢者支援金を含んでいる。

保険料(税)収納率の状況【都道府県別】(市町村国保)

		令和3年度		令和4年度		対前年度 増▲減率	
		%	順位	%	順位	%	順位
1	北海道	95.96	8	96.04	7	0.09	12
2	青森県	93.90	39	94.33	35	0.43	2
3	岩手県	95.67	16	95.73	14	0.05	18
4	宮城県	95.71	13	95.54	17	▲ 0.17	39
5	秋田県	94.89	29	94.98	25	0.10	11
6	山形県	95.87	11	96.01	8	0.14	8
7	福島県	93.88	40	93.93	39	0.04	19
8	茨城県	93.55	43	93.63	42	0.08	14
9	栃木県	92.58	45	92.85	45	0.27	3
10	群馬県	94.43	34	94.38	34	▲ 0.05	26
11	埼玉県	93.75	41	93.91	40	0.16	7
12	千葉県	92.31	46	92.42	46	0.12	9
13	東京都	91.43	47	91.31	47	▲ 0.12	35
14	神奈川県	94.58	33	94.47	32	▲ 0.12	33
15	新潟県	95.93	9	95.87	10	▲ 0.06	28
16	富山県	95.70	15	95.50	19	▲ 0.20	41
17	石川県	95.19	22	95.06	22	▲ 0.13	36
18	福井県	96.19	4	96.08	5	▲ 0.11	31
19	山梨県	95.77	12	95.80	12	0.04	20
20	長野県	96.04	6	96.05	6	0.01	21
21	岐阜県	94.64	32	94.61	31	▲ 0.03	25
22	静岡県	94.84	30	94.90	28	0.06	16
23	愛知県	95.57	18	95.51	18	▲ 0.05	27
24	三重県	94.23	37	94.23	38	0.00	22
25	滋賀県	95.92	10	95.84	11	▲ 0.08	29
26	京都府	96.29	3	96.13	4	▲ 0.16	38
27	大阪府	93.64	42	93.18	44	▲ 0.46	46
28	兵庫県	95.09	24	94.64	30	▲ 0.45	45
29	奈良県	94.93	28	95.46	20	0.53	1
30	和歌山県	95.30	20	95.37	21	0.07	15
31	鳥取県	95.57	17	95.66	15	0.08	13
32	島根県	96.75	1	96.82	1	0.06	17
33	岡山県	95.09	25	94.97	26	▲ 0.12	34
34	広島県	94.30	35	94.41	33	0.11	10
35	山口県	95.42	19	95.60	16	0.18	6
36	徳島県	95.05	26	94.92	27	▲ 0.14	37
37	香川県	93.41	44	93.22	43	▲ 0.19	40
38	愛媛県	96.12	5	95.78	13	▲ 0.34	42
39	高知県	95.70	14	95.92	9	0.22	4
40	福岡県	94.11	38	93.76	41	▲ 0.35	43
41	佐賀県	96.66	2	96.30	2	▲ 0.36	44
42	長崎県	95.10	23	94.99	24	▲ 0.11	32
43	熊本県	94.29	36	94.27	36	▲ 0.02	24
44	大分県	95.97	7	96.16	3	0.19	5
45	宮崎県	95.01	27	95.00	23	▲ 0.02	23
46	鹿児島県	94.83	31	94.73	29	▲ 0.10	30
47	沖縄県	95.20	21	94.25	37	▲ 0.95	47
全国		94.24	—	94.14	—	▲ 0.10	—

(出所) 国民健康保険事業年報

(注) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。(※小数点第2位未満四捨五入)

政令指定都市及び特別区(東京23区)の保険料(税)収納率(市町村国保)

	保険者	令和3年度		令和4年度		対前年度 増▲減率	
		%	順位	%	順位	%	順位
1	札幌市	94.56	8	94.79	7	0.24	13
2	仙台市	96.41	2	96.17	2	▲ 0.24	30
3	さいたま市	93.60	14	94.12	11	0.52	7
4	千葉市	92.86	21	92.90	19	0.05	18
	特別区(東京23区)	90.09	33	89.94	32	▲ 0.15	27
5	千代田区	92.92	20	93.42	17	0.50	8
6	中央区	90.21	32	90.85	28	0.64	5
7	港区	87.80	41	87.42	43	▲ 0.38	32
8	新宿区	84.53	44	84.35	44	▲ 0.19	29
9	文京区	94.89	7	95.22	5	0.33	10
10	台東区	88.15	40	88.34	39	0.19	14
11	墨田区	90.32	31	89.18	36	▲ 1.15	42
12	江東区	91.52	26	91.13	26	▲ 0.39	34
13	品川区	93.02	19	92.19	22	▲ 0.83	41
14	目黒区	93.46	17	93.48	16	0.02	19
15	大田区	88.67	38	89.72	35	1.05	1
16	世田谷区	90.00	34	89.95	31	▲ 0.04	23
17	渋谷区	89.45	36	90.10	30	0.65	4
18	中野区	87.06	43	87.89	41	0.83	3
19	杉並区	91.26	27	89.90	33	▲ 1.36	43
20	豊島区	88.68	37	87.97	40	▲ 0.71	39
21	北区	87.35	42	87.61	42	0.26	12
22	荒川区	90.91	29	91.91	23	1.00	2
23	板橋区	90.46	30	89.78	34	▲ 0.69	38
24	練馬区	93.50	16	93.64	14	0.14	16
25	足立区	89.52	35	88.78	37	▲ 0.75	40
26	葛飾区	88.30	39	88.75	38	0.45	9
27	江戸川区	91.21	28	90.55	29	▲ 0.66	37
28	横浜市	96.04	4	96.14	3	0.10	17
29	川崎市	95.09	5	94.95	6	▲ 0.13	26
30	相模原市	92.80	22	92.77	21	▲ 0.02	22
31	新潟市	94.50	9	94.20	10	▲ 0.30	31
32	静岡市	94.49	10	94.79	8	0.30	11
33	浜松市	93.73	13	93.90	13	0.18	15
34	名古屋市	96.89	1	96.72	1	▲ 0.17	28
35	京都市	96.15	3	96.02	4	▲ 0.13	24
36	大阪市	92.07	24	91.51	25	▲ 0.56	36
37	堺市	94.98	6	94.59	9	▲ 0.39	33
38	神戸市	93.83	12	93.30	18	▲ 0.53	35
39	岡山市	94.20	11	94.06	12	▲ 0.13	25
40	広島市	93.55	15	93.56	15	0.01	20
41	北九州市	93.10	18	90.97	27	▲ 2.13	44
42	福岡市	92.25	23	92.86	20	0.61	6
43	熊本市	91.86	25	91.84	24	▲ 0.01	21
平均	政令指定都市及び特別区	93.00	-	92.85	-	▲ 0.14	-
	全 国	94.24	-	94.14	-	▲ 0.10	-

(出所) 国民健康保険事業年報

(注) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

滞納世帯数等の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全世帯数 (A)	19,596,284	18,901,729	18,376,762	17,871,062	17,551,170	17,431,182	17,040,689	16,558,410
滞納世帯数 (B)	3,112,195	2,892,929	2,671,058	2,449,629	2,353,215	2,080,550	1,947,672	1,899,739
割合 (B/A)	15.9%	15.3%	14.5%	13.7%	13.4%	11.9%	11.4%	11.5%
短期被保険者証 交付世帯数 (C)	981,964	823,757	754,043	621,322	569,880	476,706	434,557	378,171
割合 (C/A)	5.0%	4.4%	4.1%	3.5%	3.2%	2.7%	2.6%	2.3%
被保険者資格証明書 交付世帯数 (D)	203,604	183,124	171,501	150,970	124,306	99,145	91,583	82,095
割合 (D/A)	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%

(出所) 厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

(注1) 各年6月1日現在の状況。

(注2) 令和5年は速報値である。

都道府県別滞納世帯数等

(令和5年6月1日現在)

		滞納世帯数			短期被保険者証		資格証明書	
		全世帯数	滞納世帯数	割合	交付世帯	割合	交付世帯	割合
		A	B	B/A	C	C/A	D	D/A
		世帯	世帯	%	世帯	%	世帯	%
1	北海道	698,143	60,586	8.7%	8,500	1.2%	1,737	0.2%
2	青森県	181,709	17,488	9.6%	5,473	3.0%	939	0.5%
3	岩手県	161,067	11,702	7.3%	2,795	1.7%	45	0.0%
4	宮城県	289,092	27,135	9.4%	2,241	0.8%	239	0.1%
5	秋田県	127,560	8,442	6.6%	3,574	2.8%	951	0.7%
6	山形県	131,447	7,834	6.0%	2,797	2.1%	233	0.2%
7	福島県	247,961	24,125	9.7%	5,285	2.1%	1,018	0.4%
8	茨城県	395,855	46,328	11.7%	12,196	3.1%	1,618	0.4%
9	栃木県	261,385	26,840	10.3%	6,999	2.7%	3,418	1.3%
10	群馬県	262,283	24,506	9.3%	6,534	2.5%	1,648	0.6%
11	埼玉県	962,901	127,706	13.3%	10,507	1.1%	415	0.0%
12	千葉県	827,812	106,976	12.9%	30,618	3.7%	6,206	0.7%
13	東京都	1,932,042	372,296	19.3%	23,152	1.2%	5,123	0.3%
14	神奈川県	1,138,090	165,149	14.5%	10,563	0.9%	3,279	0.3%
15	新潟県	286,398	16,992	5.9%	4,345	1.5%	900	0.3%
16	富山県	117,686	10,426	8.9%	2,130	1.8%	1,037	0.9%
17	石川県	134,440	16,088	12.0%	4,183	3.1%	524	0.4%
18	福井県	94,067	5,189	5.5%	1,593	1.7%	573	0.6%
19	山梨県	114,051	8,784	7.7%	2,406	2.1%	592	0.5%
20	長野県	268,024	22,309	8.3%	3,765	1.4%	202	0.1%
21	岐阜県	250,010	24,369	9.7%	7,247	2.9%	1,188	0.5%
22	静岡県	473,049	44,144	9.3%	9,876	2.1%	1,644	0.3%
23	愛知県	903,681	72,807	8.1%	18,231	2.0%	23	0.0%
24	三重県	219,347	21,733	9.9%	3,995	1.8%	2,399	1.1%
25	滋賀県	165,640	15,429	9.3%	4,126	2.5%	245	0.1%
26	京都府	338,935	33,642	9.9%	7,929	2.3%	1,891	0.6%
27	大阪府	1,189,393	154,109	13.0%	37,366	3.1%	15,285	1.3%
28	兵庫県	697,138	72,454	10.4%	21,632	3.1%	6,442	0.9%
29	奈良県	176,303	12,539	7.1%	6,722	3.8%	138	0.1%
30	和歌山県	139,770	11,415	8.2%	4,746	3.4%	902	0.6%
31	鳥取県	70,746	5,829	8.2%	2,308	3.3%	223	0.3%
32	島根県	79,889	3,727	4.7%	1,355	1.7%	351	0.4%
33	岡山県	231,122	28,351	12.3%	3,271	1.4%	849	0.4%
34	広島県	334,546	37,802	11.3%	5,650	1.7%	1,131	0.3%
35	山口県	177,167	13,169	7.4%	3,234	1.8%	1,129	0.6%
36	徳島県	95,273	8,063	8.5%	2,747	2.9%	497	0.5%
37	香川県	120,018	13,974	11.6%	4,641	3.9%	1,356	1.1%
38	愛媛県	182,114	14,561	8.0%	3,459	1.9%	1,384	0.8%
39	高知県	101,866	7,768	7.6%	2,759	2.7%	343	0.3%
40	福岡県	678,746	68,433	10.1%	23,291	3.4%	8,181	1.2%
41	佐賀県	101,106	6,528	6.5%	3,436	3.4%	403	0.4%
42	長崎県	191,050	16,310	8.5%	5,832	3.1%	396	0.2%
43	熊本県	236,090	28,195	11.9%	11,011	4.7%	656	0.3%
44	大分県	150,061	12,969	8.6%	2,965	2.0%	1,136	0.8%
45	宮崎県	156,323	14,511	9.3%	5,256	3.4%	883	0.6%
46	鹿児島県	230,793	19,796	8.6%	9,613	4.2%	2,140	0.9%
47	沖縄県	236,221	30,211	12.8%	15,817	6.7%	183	0.1%
	合計	16,558,410	1,899,739	11.5	378,171	2.3	82,095	0.5

(出所) 厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

(注1) 全世帯数、滞納世帯数、短期被保険者証交付世帯数及び資格証明書交付世帯数は各年6月1日現在である。

(注2) 数値はいずれも速報値である。

その他の事業の実施状況

1. 収納対策

(1) 収納対策に関する要綱の策定状況

	保険者数	全保険者に占める割合
要綱(緊急プラン、収納マニュアル等)の策定保険者	1,231	71.7 %

(2) 収納体制の強化

	保険者数	全保険者に占める割合
①税の専門家の配置(嘱託等含む)	293	17.1 %
②収納対策研修の実施	1,082	63.1 %
③連合会に設置した収納率向上対策アドバイザーの活用	153	8.9 %

(3) 徴収方法改善等の実施状況

	保険者数	全保険者に占める割合
①口座振替の原則化	320	18.6 %
②マルチペイメントネットワークシステムを利用した口座振替の推進	363	21.2 %
③多重債務相談の実施	660	38.5 %

(4) 滞納処分の実施状況

	保険者数	全保険者に占める割合
①財産調査の実施	1,633	95.2 %
②差押えの実施	1,602	93.4 %
	差押世帯数計(令和3年度) 303,746 件	
	差押金額計(令和3年度) 659.6 億円	
③搜索の実施	895	52.2 %
④インターネット公売の活用	698	40.7 %

2. 国民年金被保険者情報の活用状況

	保険者数	全保険者に占める割合
①日本年金機構との契約の締結	1,414	82.4 %
②年金被保険者情報を活用した職権による喪失処理の実施	840	49.0 %

3. 柔道整復療養費に関する患者調査の実施状況

	保険者数	全保険者に占める割合
患者調査の実施	1,128	65.7 %

4. 国民健康保険団体連合会の介護給付システムから提供される情報を活用したレセプト点検の実施状況

	保険者数	全保険者に占める割合
突合情報を活用したレセプト点検の実施	1,587	92.5 %

(出所)厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

(注)「1. 収納対策」及び「2. 国民年金被保険者情報の活用状況」については令和5年9月1日現在、「3. 柔道整復療養費に関する患者調査の実施状況」、「4. 国民健康保険団体連合会の介護給付システムから提供される情報を活用したレセプト点検の実施状況」については令和4年度の実施状況である。

国民健康保険の収支状況の推移(市町村)

科 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 入	単年度収入(経常収入)	億円	億円	億円	億円	億円
	保 険 料 (税)	26,713	25,966	25,417	25,015	24,513
	国 庫 支 出 金	34,534	34,566	35,231	34,472	33,650
	療 養 給 付 費 交 付 金	624	62	6	0	1
	前 期 高 齢 者 交 付 金	36,403	34,988	36,250	37,918	35,397
	都 道 府 県 支 出 金	11,157	11,195	10,815	10,967	11,120
	一 般 会 計 繰 入 金 (法 定 分)	4,671	4,645	4,589	4,610	4,580
	一 般 会 計 繰 入 金 (法 定 外)	1,910	1,751	1,378	1,281	1,439
	共 同 事 業 交 付 金	107	113	141	170	181
	直 診 勘 定 繰 入 金	1	1	1	1	1
	そ の 他	127,328	127,149	122,756	125,555	124,308
	小 計	243,448	240,436	236,585	239,988	235,187
	基 金 繰 入 (取 崩) 金	760	897	644	1,089	1,400
	(前年度からの)繰越金	4,768	4,657	4,112	7,664	6,264
市 町 村 債	17	2	3	6	1	
財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金 返 還 金	-	11	3	3	7	
収 入 合 計 (収 入 総 額)	248,992	246,002	241,347	248,750	242,859	
支 出	単年度支出(経常支出)	億円	億円	億円	億円	億円
	総 務 費	1,910	1,965	1,975	1,955	1,961
	保 険 給 付 費	87,966	87,353	83,971	87,582	86,244
	後 期 高 齢 者 支 援 金	15,954	15,886	15,589	15,532	15,082
	前 期 高 齢 者 納 付 金	68	64	28	30	40
	老 人 保 健 抛 出 金	-	-	-	-	-
	介 護 納 付 金	5,757	5,611	5,689	5,835	5,863
	保 健 事 業 費	1,134	1,148	1,062	1,150	1,159
	共 同 事 業 抛 出 金	107	113	143	170	181
	直 診 勘 定 繰 出 金	78	82	86	83	79
	そ の 他	129,190	128,519	123,754	128,124	125,770
	小 計	242,164	240,741	232,297	240,461	236,379
	基 金 積 立 金	1,908	913	1,150	1,811	1,855
	前年度繰上充用(欠損補填)金	281	214	136	110	75
公 債 費	8	22	12	13	14	
財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	17	2	3	4	0	
支 出 合 計 (支 出 総 額)	244,378	241,892	233,597	242,398	238,323	

収 支 差 引 額	収 支 差 引 合 計 額 (収入総額 - 支出総額)	4,614	4,110	7,750	6,352	4,536
	単年度収支差引額(経常収支差) (経常収入 - 経常支出) A	1,284	▲304	4,289	▲473	▲1,192
	国庫支出金精算額等 B	189	465	▲1,468	1,080	873
	精算後単年度収支差引額 A+B	1,472	160	2,821	607	▲319
	決算補填のための繰入金 C	1,261	1,100	767	674	748
	前年度繰上充用(当年度)の前年度との差額	▲66	▲79	▲26	▲35	▲9
決算補填のための繰入金を除いた場合の 精算後単年度収支差引額 A+B-C	212	▲939	2,054	▲67	▲1,067	

基 金 積 立 金 等	10,705	10,722	13,257	14,280	13,996
-------------	--------	--------	--------	--------	--------

(注1) 端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。

(注2) 数値は、市町村の国保特別会計と都道府県の国保特別会計の合計額であり、市町村及び都道府県から報告のあった決算額を基に作成している

(注3) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなっている。

(注4) 「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度収支差に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出精算額等」とは、療養給付費負担金及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。

(注5) 「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫抛入金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。

ただし、純資産は以下のように計算している。

* 純資産 = (基金等保有額 + 次年度への繰越金 + 貸付金等 + その他の資産)

- (繰上充用金(当年度赤字額) + 当年度末市町村債残高 + その他の負債)

(注6) 一般会計繰入金(法定分)のうち、保険基盤安定(保険者支援分)及び保険基盤安定(保険料軽減分)については、

国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。

(注7) 一般会計繰入金(法定外)については、①決算補てん等目的分と②それ以外分に分類される。

①は主に決算の補てんや保険料の負担緩和等に充てることを目的としている。

②は主に保健事業や事務費に充てることを目的としている。

(注8) 「その他」には、市町村と都道府県の特別会計間での出納にかかる額及び国庫支出金等の前年度精算額が含まれる。

(注9) 「市町村債」及び「公債費」は市町村に、「財政安定化基金貸付金返還金」及び「財政安定化基金貸付金」は都道府県にかかる科目である。